

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

## 第一 目的規定の修正

(第一条関係)

目的規定中の立法の背景事情に関して、この法律が「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により原子力による発電を取り巻く環境が大きく変化し、原子力発電施設等の周辺の地域にも様々な影響が生じていることに鑑み」たものであることを明記すること。

## 第二 振興計画への記載事項の例示の追加

(第五条関係)

振興計画において定めるものとされている産業の振興に「新エネルギー源(※)の利用に関連する産業」を追加すること。

※ 「新エネルギー源」とは、エネルギー源としての水素及び再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの）をいうものとする。

## 第三 地方税の不均一課税に伴う措置の対象となる事業の追加

(第十条関係)

地方税の不均一課税に伴う措置の対象となる事業に、「新エネルギー源を利用する電気事業」を追加す

ること。

#### 第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。